

2 西子保第 83 号

令和 2 年 4 月 6 日

公立保育園 保護者各位

西東京市子育て支援部

保育課長 海老澤 功

### 登園自粛に伴う給食費の取り扱いについて

日頃より、西東京市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 4 月 3 日付 2 西子保第 58 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛のお願い」にて新型コロナウイルス感染症に伴う登園自粛等の利用者負担（保育料）の取り扱いについてお知らせしたところですが、公立保育園の給食費につきましては下記のとおり対応いたします。感染症の拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 1 か月以上まったく登園をしない場合

1 か月以上連続して、1 日も登園がなかった場合につきましては、1 か月分の給食費を全額免除します。今回の新型コロナウイルス感染症の対応に限り、事前に休所届、免除申請の提出がなかった場合についても実績を元に免除の取り扱いといたします。

#### 2. 4 月～5 月中に登園を一部自粛した場合

市より登園の自粛をお願いした 4 月 7 日から 5 月 6 日の期間で登園の自粛にご協力いただいた場合は、それぞれの月で給食費は一律で半額の 3,000 円に減額いたします。減免の対象となる自粛は、あらかじめ登園自粛をする旨の申出を保育園にしており、通常登園していた日を 1 日以上のお休みする場合を対象といたします。

※自粛をお願いする期間は今後変更となる場合がございます。

#### 3. 減免した給食費の取り扱い

登園日数の確認後、減免した給食費につきましては、原則として、6 月以降の給食費に充当する予定です。4 月～5 月の給食費は通常どおり月末に口座から引き落としとなりますので、ご了承ください。

#### 【問い合わせ先】

西東京市子育て支援部保育課保育係

電話：042-460-9842